

委員会要綱の見直しについて

保健・疾病対策課

1 目的

県における審議会等の見直し（廃止・統合等の検討）に伴い、「附属機関」と「協議会その他の会議体」との区分を明確化する。

2 「附属機関」と「協議会その他の会議体」について

○定義

「附属機関」

地方自治法第138条の4第3項および地方公営企業法第14条の規定に基づき条例により設置する。（審議会、審査会、調査会など）

「協議会その他の会議体」

有識者等からの意見聴取、又は意見交換を行い、専門知識や意見を参考として県の取組に反映することを目的として要綱等により開催する。

→長野県がん検診検討委員会はこちらに該当する

○設置（開催）、運営等の基準

	附属機関	協議会その他の会議体
会議体名称	審議会・審査会・調査会等	左記名称は使用しない
委員構成	公募県民や有識者など、原則、県職員以外の者で構成	
根拠	法律（地方自治法等）又は条例	要綱等
会議形態	合議体	非合議体
委嘱の有無	有（任命権者による任命行為）	無（依頼、承諾による）
委員の身分	非常勤職員の地方公務員 （地方公務員法第3条第3項第2号）	地方公務員法の位置付け 無し

3 要綱の見直しについて

- 本委員会は従前から「協議会その他の会議体」の枠の中で活動しているため、委員会としての在り方に変更はない
- 対外的に「附属機関」と誤解を招かないよう、運用面の見直しを行い、別紙新旧対照表のとおり要綱を改正した。
- これまで本委員会は、長野県がん対策推進協議会の部会とされていたが、「協議会その他の会議体」には部会の概念がないため、独立した会議体とする（平成26年度以前の形式に戻る）。